

令和5年度（2023年度）

**熊本県立中学校
入学者選抜要項**

熊本県教育委員会

令和5年度（2023年度）入学者選抜の主な日程

出願期間

令和4年（2022年）12月5日（月）～12月9日（金）【郵送のみ】

*12月10日（土）以降到着したものについては、12月9日（金）までの消印有効

- 出願者数報告（12月9日（金）FAXによる報告）
- 出願者確定数報告（12月15日（木）FAXによる報告）

出願取消し（出願者本人及び保護者→各県立中学校長）

令和5年（2023年）1月4日（水）～1月5日（木）午後4時

入学者選抜検査日 令和5年（2023年）1月8日（日）

- 実受検者数報告（1月8日（日）FAXによる報告）

追検査申請 令和5年（2023年）1月10日（火）～13日（金）正午

選抜結果の通知（各県立中学校長→出願者本人及び各小学校長）

令和5年（2023年）1月19日（木）出願者本人及び小学校長宛てに通知

- 合格者数報告（1月19日（木）FAXによる報告）

入学意思確認書提出（入学予定者の保護者→各県立中学校長）

令和5年（2023年）1月20日（金）～1月25日（水）正午

入学予定者証明書提出（入学予定者の保護者→各市町村教育委員会）

令和5年（2023年）1月31日（火）正午まで

追検査 令和5年（2023年）1月29日（日）

■（追検査）実受検者数報告（1月29日（日）電話による報告）

郵送による個人情報提供（各県立中学校長→提供希望受検者）

令和5年（2023年）2月2日（木）～2月8日（水）

追検査による選抜結果の通知

令和5年（2023年）2月2日（木）

■（追検査）合格者数報告（2月2日（木）FAXによる報告）

入学意思確認書提出（追検査受検者対象）（入学予定者の保護者→各県立中学校長）

令和5年（2023年）2月3日（金）～2月7日（火）正午まで

郵送による個人情報提供（追検査受検者対象）（各県立中学校長→提供希望受検者）

令和5年（2023年）2月8日（水）

*各県立中学校長は、令和5年（2023年）1月31日現在の入学予定者を当該小学校長へ通知する。

*入学辞退に伴う欠員の補充は、随時行う。（令和5年（2023年）3月31日（金）正午まで）

**令和5年度（2023年度）
熊本県立中学校入学者選抜要項**

1	実施中学校	1
2	出願資格	1
3	募集定員	1
4	通学区域	1
5	出願期間	1
6	出願手続等	2
7	選抜	3
8	選抜結果の通知等	4
9	入学手続	4
10	入学者選抜の追検査	6
11	県外からの出願の手続	8
12	障がいがある受検者等への配慮事項	8
13	海外帰国児童等への配慮事項	8
14	新型コロナウイルス感染症に対応した選抜実施	9
15	検査結果の情報提供	15
16	当該併設型高等学校への入学について	15
17	その他	16

様式

様式 1	入学願	17
様式 2	受検票	18
様式 3	写真票	18
様式 4	入学者選抜手数料納付証明書貼付台紙	19
様式 5	調査書	20
様式 6－(1)	選抜結果通知書	25
様式 6－(2)	選抜結果通知書	26
様式 7	追加合格通知書	27
様式 8	入学意思確認書	28
様式 9	入学予定者証明書	29
様式 10	入学予定者報告	30
様式 11	県外からの入学志願についての証明書	31
様式 12－(1)	追検査受検願	32
様式 12－(2)	追検査に係る理由書	33
様式 13	追検査による選抜結果通知書	34
様式 14	入学者選抜に係る理由書	35
様式 15	郵送による個人情報の提供希望願	36

令和5年度（2023年度） 熊本県立中学校入学者選抜要項

この要項は、令和5年度（2023年度）熊本県立中学校入学者選抜に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

1 実施中学校

熊本県立玉名高等学校附属中学校、熊本県立宇土中学校、熊本県立八代中学校において、選抜を行う。

2 出願資格

熊本県立中学校（以下、「県立中学校」という。）の入学者選抜に出願することができる者は、次の(1)、(2)、(3)のすべてに該当する者とする。

- (1) 出願しようとする県立中学校の教育方針を理解し、入学を希望する者
- (2) 令和5年（2023年）3月に小学校若しくはこれに準じる学校（以下、「小学校」という。）を卒業する見込みの者、又はこれと同程度と熊本県教育委員会が認めた者
- (3) 熊本県内に保護者とともに居住する者、又は入学日までに保護者とともに県内に転居し入学後も引き続き県内から通学することが確実な者

3 募集定員

熊本県立玉名高等学校附属中学校	70人
熊本県立宇土中学校	70人
熊本県立八代中学校	70人

4 通学区域

通学区域は、熊本県立中学校の通学区域に関する規則（平成20年7月18日熊本県教育委員会規則第15号）に定めるところにより、熊本県下全域とする。

5 出願期間

令和4年（2022年）12月5日（月）から受付を開始し、12月9日（金）までとする。

10日（土）以降到着したものについては、12月9日（金）までの消印のあるものに限って受け付ける。

6 出願手続等

(1) 出願手続

ア 出願者による手続

出願者は、次の書類等を郵送により出願先の県立中学校長に提出する。封筒は角形2号を用い、簡易書留による郵送とする。郵送以外の出願は受け付けない。なお、出願に必要な書類は、出願先の県立中学校から取りよせる。

(ア) 入学願（様式1に準拠して各県立中学校長が定める。）

入学願記載事項の証明に当たっては、在籍小学校長は、厳正な調査に基づいて責任ある証明をしなければならない。

(イ) 受検票（様式2に準拠して各県立中学校長が定める。）

(ウ) 写真票（様式3に準拠して各県立中学校長が定める。）

(エ) 入学者選拔手数料納付証明書貼付台紙（様式4）

入学者選拔手数料は、2,200円とする。指定の納付書により、令和4年（2022年）11月1日（火）から令和4年（2022年）12月9日（金）までに指定されたコンビニエンスストアで納付後、入学者選拔手数料納付証明書を様式4に貼付する。いったん納付した入学者選拔手数料は、理由のいかんを問わず返付しない。なお、留意事項については、納付書裏面を参照すること。

(オ) 調査書（様式5）

(カ) 県外からの入学志願についての証明書（様式11）【該当者のみ提出】

(キ) 受検票返信用封筒

返信用封筒は長形3号とし、出願者本人の住所、氏名を記入し、返信用切手404円分（郵送料84円分及び簡易書留の料金320円分）を貼る。

(ク) 選拔結果通知返信用封筒

返信用封筒は長形3号とし、出願者本人の住所、氏名を記入し、返信用切手436円分（郵送料84円分及び簡易書留の料金320円分並びに配達日指定の料金32円分）を貼る。

イ 小学校長による手続

在籍小学校長は、在籍児童から熊本県立中学校入学者選拔出願の申し出があった場合は、入学願及び受検票・写真票の証明を行うとともに調査書（様式5）を発行する。

※様式は、県教育委員会のホームページ（<https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/>）から各小学校がダウンロードして使用する。

(ア) 在籍小学校長は、作成された調査書について、記載内容を小学校児童指導要録（以下、「児童指導要録」という。）と照合の上審査を行うなど、公正かつ遺漏のないようにしなければならない。

(イ) 調査書は、「調査書の記入上の注意」を参照の上、児童指導要録に基づいて厳正かつ記載不備のないように作成しなければならない。（作成した調査書を小学校名が印刷された封筒（ゴム印可）に厳封の上、出願者の氏名を表書きして出願者に交付するものとする。）

なお、調査書は令和4年（2022年）11月30日現在で作成する。

(ウ) 県外の小学校長は、11 県外からの出願の手続によるものとする。

ウ 県立中学校長による手続

県立中学校長は、提出された上記アの(ア)～(ク)を受理した場合は、受検票を交付する。

- (2) 出願の制限
出願は、1校限りとする。
- (3) 出願変更
いったん出願した場合は、変更はできない。
- (4) 出願取消し
やむを得ない事情のために出願を取り消す場合は、令和5年（2023年）1月4日（水）から1月5日（木）の午前9時から午後4時までの間に、本人及び保護者は、在籍小学校校長連署の上、文書で出願先の県立中学校長に届け出なければならない。

7 選抜

- (1) 実施日
令和5年（2023年）1月8日（日）
- (2) 検査場
検査場は、出願した県立中学校とする。
- (3) 検査内容
 - ア 適性検査
小学校等における教育活動を通して身に付けた基礎的な知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力及び表現力等について、総合的な力をみる。適性検査は、適性検査Ⅰ、適性検査Ⅱに分類する。
適性検査Ⅰは、国語領域、社会領域に基づいた適性検査問題とする。検査時間は、50分とし、80点満点とする。
適性検査Ⅱは、算数領域、理科領域に基づいた適性検査問題とする。検査時間は、50分とし、80点満点とする。
なお、適性検査の問題は、県教育委員会が作成する。
 - イ 面接
面接は、集団面接又は個人面接とし、6年間の一貫教育で学ぶ意欲及び適性等をみる。20点満点とする。
なお、面接内容及び方法等については、各県立中学校長が決定する。
- (4) 選抜方法
 - ア 県立中学校長は、適性検査、面接の結果及び調査書その他必要な書類を資料とし、総合的に判断して入学予定者を決定する。
ただし、調査書その他必要な書類については、参考とする。なお、調査書等の取扱いについて、社会体育及び小学校等の部活動等におけるスポーツ・文化関係の行事、大会の実績を参考とする際には、令和2年度（2020年度）及び令和3年度（2021年度）の実績については参考としないが、資格・検定試験等の成績を参考とする際には、令和2年度（2020年度）及び令和3年度（2021年度）の成績については参考とすることができる。
 - イ 選考に当たっては、校長、副校長、教頭及び教職員をもって組織する選考委員会を設置し、厳正、公平を期するものとする。
- (5) 検査の実施
 - ア 検査場の責任者は、当該中学校の校長とする。
 - イ 校長は、当該中学校及び当該併設型高等学校の教職員を指揮して検査を実施する。

ウ 日程

日 程	開始時刻 ～ 終了時刻	時 間
集 合	9 : 0 0	
点呼・注意事項連絡	9 : 0 0 ～ 9 : 3 0	3 0 分
適 性 検 査 I	1 0 : 0 0 ～ 1 0 : 5 0	5 0 分
適 性 検 査 II	1 1 : 1 5 ～ 1 2 : 0 5	5 0 分
休 憩	1 2 : 0 5 ～ 1 3 : 0 5	6 0 分
点呼・諸注意	1 3 : 0 5 ～ 1 3 : 2 0	1 5 分
面 接	1 3 : 3 0 ～	

(6) 受検者の携帯品

受検者は、受検票、筆記用具、定規、コンパス、消しゴム、時計を持参する。ただし、分度器付き定規、分度器付きコンパス、分度器、下敷き、電卓、計算機能・辞書機能・地図表示機能を持つ時計、移動通信機器（携帯電話等）等、検査上公正を欠くものの検査室への持ち込みは認めない。

(7) その他

入学願、調査書等の提出書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消すことがある。

8 選抜結果の通知等

選抜結果は、令和5年（2023年）1月19日（木）に、在籍小学校長及び本人宛てにそれぞれ選抜結果通知書（様式6-（1）、様式6-（2））を「親展」扱いで通知し、発表に代える。

なお、電話等による選抜結果の問い合わせには、一切応じない。

9 入学手続

(1) 入学予定者の手続

ア 入学意思確認書の提出

入学予定者の保護者は、入学意思確認書（様式8）を提出期間内に出願先の県立中学校長に提出しなければならない。（郵送する場合は簡易書留とし、期限内必着とする。また、入学予定者証明書送付用封筒（長形3号。出願者本人の住所、氏名を記入し、返信用切手404円分（郵送料84円分及び簡易書留の料金320円分）を貼ったもの。）を同封する。）

入学意思確認書を提出しない場合は、入学の辞退となるため、本人及び保護者は、入学を辞退する旨を書面により県立中学校長に届けなければならない。なお、提出期間は、入学意思確認書提出期間と同様とする。

イ 入学意思確認書提出期間

提出期間は、令和5年（2023年）1月20日（金）から1月25日（水）までの間、毎日午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとする。ただし、

土曜日及び日曜日を除く。

ウ 入学予定者証明書の交付

県立中学校長は、入学予定者の保護者から入学意思確認書の提出があった場合は、すみやかに入学予定者証明書（様式 9）を交付する。

エ 市町村教育委員会及び小学校長への届け出

入学予定者証明書を交付された入学予定者の保護者は、すみやかに、入学予定者の在籍する小学校長に県立中学校に就学する旨を申し出るとともに、入学予定者の居住する市町村の教育委員会に入学予定者証明書を令和 5 年（2023 年）1 月 31 日（火）の正午までに提出し、県立中学校に就学する旨を届け出なければならない。

オ 入学辞退

入学意思確認書の提出後、入学予定者がやむを得ない事情のため入学を辞退する場合は、本人及び保護者は、在籍小学校長連署の上、すみやかに入学辞退届を入学予定先の県立中学校長及び居住する市町村の教育委員会に提出しなければならない。

(2) 欠員の補充

ア 欠員の補充

入学辞退者が生じた場合、県立中学校長は、補欠入学予定者の中から、入学意思を確認した上で、入学予定者に充てる。

なお、入学意思の確認の連絡は、電話により保護者へ行うため、保護者は確実に連絡がとれる電話番号を入学願に記入する。

イ 結果の通知

県立中学校長は、本人宛てに選抜結果通知書（様式 6-（2））を、その在籍小学校長宛てに追加合格通知書（様式 7）をそれぞれ「親展」扱いで発送し、発表に代える。

ウ 入学予定者の手続

入学予定者の保護者は、選抜結果通知書（様式 6-（2））を受領後、すみやかに入学意思確認書（様式 8）を出願先の県立中学校長に提出しなければならない。

また、県立中学校長は、入学予定者の保護者から入学意思確認書の提出があった場合は、すみやかに入学予定者証明書（様式 9）を交付する。

入学予定者証明書を交付された入学予定者の保護者は、すみやかに、入学予定者の在籍する小学校長に県立中学校に就学する旨を申し出るとともに、入学予定者の居住する市町村の教育委員会に入学予定者証明書を提出し、県立中学校に就学する旨を届け出なければならない。

エ 欠員補充の時期

令和 5 年（2023 年）3 月 31 日（金）正午までとする。

(3) 小学校長への入学予定者の連絡

県立中学校長は、令和 5 年（2023 年）1 月 31 日（火）現在の入学予定者を、入学予定者の在籍する小学校長に入学予定者報告（様式 10）により通知するものとする。

なお、県立中学校長は、令和 5 年（2023 年）2 月 1 日（水）以降の追加合格者についても、入学予定者の在籍する小学校長に、入学予定者報告（様式 10）により通知するものとする。ただし、当該小学校長にすでに入学予定者報告を通知している場合には、その報告に追加合格者を追記して通知するものとする。

10 入学者選抜の追検査

(1) 資格

令和5年度(2023年度)熊本県立中学校入学者選抜に出願し、次のア～オのいずれかに該当する者で、追検査による受検を希望する者。ただし、令和5年(2023年)1月8日(日)の検査を受検することができなかった者に限る。

ア 新型コロナウイルス感染症と診断され、検査当日が就業制限の期間内にある者。

イ 感染が疑われる者として新型コロナウイルス検査を受け、結果が判明していない者。

ウ 新型コロナウイルス感染症と診断された者の濃厚接触者として、検査当日が保健所等の健康観察の期間内にある者。

※無症状の濃厚接触者への対応については、**14 新型コロナウイルス感染症に対応した選抜実施について(1)イ(カ)**も参照する。

エ 医療的ケアを必要としたり、基礎疾患があったりすることで、新型コロナウイルスに感染した場合に症状の重篤化が想定され、特に感染予防の対応を必要とする者。

オ その他やむを得ない理由により、令和5年(2023年)1月8日(日)の検査を受検することができなかった者。

(2) 受検できる県立中学校

受検できる県立中学校は、入学者選抜に出願した県立中学校とする。

(3) 募集人員

若干名

(4) 申請期間及び手続等

希望者は、令和5年(2023年)1月10日(火)から1月13日(金)までの間、在籍小学校長を経由して、出願先の県立中学校長に、追検査受検願(様式12-(1))を提出する。ただし、毎日午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとする。出願先の県立中学校長は、在籍小学校長へ1月18日(水)までに追検査の受検についての承認の可否を伝える。また、在籍小学校長は、当該受検者にも速やかに追検査の受検についての承認の可否を伝える。なお、県立中学校長から追検査の受検について承認された者のみ追検査を受検することができる。

(5) 選抜

ア 実施日

令和5年(2023年)1月29日(日)

イ 検査場

検査場については、**7 選抜の(2)**によるものとする。

ウ 検査内容

検査内容については、**7 選抜の(3)**によるものとする。

エ 選抜方法

選抜方法については、**7 選抜の(4)**によるものとする。

オ 検査の実施

検査の実施については、**7 選抜の(5)**によるものとする。ただし、日程については、次のとおりとする。

日 程	開始時刻 ～ 終了時刻	時 間
集 合	9 : 0 0	
点呼・注意事項連絡	9 : 0 0 ～ 9 : 3 0	3 0分
適 性 検 査 I	1 0 : 0 0 ～ 1 0 : 5 0	5 0分
適 性 検 査 II	1 1 : 1 5 ～ 1 2 : 0 5	5 0分
点 呼 ・ 諸 注 意	1 2 : 2 5 ～ 1 2 : 4 0	1 5分
面 接	1 2 : 4 0 ～	

カ 受検者の携帯品

受検者の携帯品については、7 選抜の(6)によるものとする。

キ その他

その他については、7 選抜の(7)によるものとする。

(6) 選抜結果の通知等

選抜結果は、令和5年(2023年)2月2日(木)に、本人宛てに選抜結果通知書(様式6-(2))を、その在籍小学校長宛てに追検査による選抜結果通知書(様式13)を「親展」扱いで通知し、発表に代える。

なお、電話等による選抜結果の問い合わせには、一切応じない。

(7) 入学予定者の手続

ア 入学意思確認書の提出

入学意思確認書の提出については、9 入学手続の(1)のアによるものとする。

イ 入学意思確認書提出期間

提出期間は、令和5年(2023年)2月3日(金)から2月7日(火)までの間、毎日午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとする。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

ウ 入学予定者証明書の交付

入学予定者証明書の交付については、9 入学手続の(1)のウによるものとする。

エ 市町村教育委員会及び在籍小学校長への届け出

入学予定者証明書を交付された入学予定者の保護者は、すみやかに、入学予定者の在籍する小学校長に県立中学校に就学する旨を申し出るとともに、入学予定者の居住する市町村の教育委員会に入学予定者証明書を令和5年(2023年)2月13日(月)の正午までに提出し、県立中学校に就学する旨を届け出なければならない。

オ 入学辞退

入学辞退については、9 入学手続の(1)のオによるものとする。

カ 小学校長への入学予定者の連絡

県立中学校長は追検査の合格者の入学予定者について、令和5年(2023年)2月13日(月)以降に、入学予定者の在籍する小学校長に、入学予定者報告(様式10)により通知するものとする。ただし、当該小学校長にすでに入学予定者報告を通知している場合には、その報告に追検査の合格者を追記して通知するものとする。

(8) その他

県立中学校長は、追検査の受検者を、入学辞退者が生じた場合の補欠入学予定者に加えることができる。なお、欠員の補充については、9 入学手続の(2)によるものとする。

1 1 県外からの出願の手続

(1) 県外小学校在籍者で県立中学校に出願する場合は、6 出願手続等の(1)に示した必要書類等を出願先の県立中学校長に提出する。

なお、その際は、事実を証明できる次の書類等のうちいずれか一つを添付する。

関係証明書類	転勤により転居する場合 ・ 転勤予定証明書（保護者の勤務先が発行するもの） ・ 転居先が明確なもの（賃貸契約書等） ・ その他県内への転居予定を証明できる書類	} のいずれか一つ	
	家屋新築（購入）等により転居する場合 ・ 建築確認済証（建築確認通知書）の写し ・ 建築工事契約書の写し ・ 売買契約書の写し ・ 登記簿謄本の写し		} のいずれか一つ
	その他の事情による場合 ・ 上記に準じて客観的事実を証明できる書類		

(2) 出願に当たっての必要な書類は、出願先の県立中学校長に請求する。

1 2 障がいがある受検者等への配慮事項

(1) 手続の方法等

ア 障がいや疾病により受検時に特別な配慮が必要な場合は、当該出願者の保護者は在籍小学校長を経て、すみやかに出願予定の県立中学校長へ連絡する。

イ 県立中学校長は、障がいや疾病のため、通常の方法により入学者選抜検査を受検することが困難と認められる者については、県教育委員会の承認を受けて、検査方法や検査場等について適切な措置を講じるものとする。

(2) 具体的な配慮

検査時間の延長、問題用紙の拡大など。

その他、必要に応じて個別に対応する。

1 3 海外帰国児童等への配慮事項

(1) 在籍小学校長は、次のア～ウのいずれかに該当する海外帰国児童等で、特別な配慮が必要と認められる者が志願する場合には、すみやかに出願予定の県立中学校長へ連絡する。

ア 中国等帰国児童で、原則として、帰国後小学校1年以上の学年に編入学した者、又は帰国時すでに学齢を超過してわが国の小学校に編入学できなかった者で、平成29年（2017年）4月1日以降に帰国した者

- イ 外国人児童で、原則として、入国後小学校1年以上の学年に編入学した者、又は入国時すでに学齢を超過してわが国の小学校に編入学できなかった者で、平成29年（2017年）4月1日以降に入国した者
 - ウ 海外帰国児童で、原則として、在外教育施設（日本人学校等）以外の学校に引き続き1年以上在学し、かつ、令和2年（2020年）4月1日以降に帰国した者
- (2) 県立中学校長は、上記(1)のイ～ウのいずれかに該当する海外帰国児童等で、特別の配慮が必要と認められる者については、県教育委員会の承認を受けて、検査時間の延長など、検査方法や検査場等について適切な措置を講じるものとする。

1.4 新型コロナウイルス感染症に対応した選抜実施

入学者選抜においては、十分な感染拡大防止対策を講じた上で検査を実施し、受検機会の確保を図るものとする。

新型コロナウイルス感染症の感染防止のために、「三つの密」（①換気の悪い密閉空間、②多くの人々が密集している、③互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる、という3つの条件が同時に重なった場）を徹底的に回避すること、また、受検者や検査監督等の入試に携わる職員一人一人が「新しい生活様式」を日々実践することを前提に検査実施体制を整えることが必要である。

本選抜要項を踏まえ、県立中学校長にあつては各検査場の衛生管理体制の構築に当たり、在籍小学校長にあつては受検者に対して適切に対応すること。

(1) 検査場の衛生管理体制等の構築

各県立中学校は、検査場において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための措置を講じる。具体的には、事前の準備、検査当日、検査終了後のそれぞれの時点で実施する。

ア 事前の準備

(ア) 検査室の座席間の距離の確保

検査場ごとに、あらかじめ感染拡大の防止策を講じていることを踏まえ、座席の配置は、受検者間（左右は肩と肩、前後は胸と背中）に原則1メートル以上の間隔を確保する。（p.14 例1参照）

(イ) マスク、速乾性アルコール製剤の準備

検査場内における飛沫感染防止のためのマスクの着用を義務付けることとし、未所持者にはマスクの提供を行う。また、検査場入口や検査室ごとに速乾性アルコール製剤を配置する。なお、不足が生じないように、計画的に準備を進める。

(ウ) 検査監督者等の体調管理等

当日検査業務に携わる検査監督者等については、検査前7日程度を目安に、各自で毎朝の検温の結果等を記録する。体調不良者がいた場合は、自宅待機や医療機関の受診など、適切な対応をとる。

(エ) 別室の確保

以下のa～gの対象者については、それぞれ別室を想定しておく。別室においては、2メートル以上の間隔での座席配置を行う。別室は、可能であれば保健室から近い方が望ましい。

a 体調不良者（通常の疾患やけが等）

b インフルエンザ等感染症感染者（新型コロナウイルス感染症感染者以外）

- c 当日発熱・咳等の症状のある者
- d 特別の事情によりマスクの着用が困難な者
- e 無症状の濃厚接触者（詳細は(1)のイの(カ)及び(キ)を参照）
- f 医療的ケアを必要としたり、基礎疾患があったりすることで、新型コロナウイルスに感染した場合に症状の重篤化が想定され、特に感染予防の対応を必要とする者
- g 合理的配慮を要する障がいのある者

(オ) 検査室の清掃及び机、椅子の消毒

検査前日は検査室の清掃を十分に行い、次亜塩素酸ナトリウム（いわゆる塩素系漂白剤）、アルコール消毒液を使用して、机、椅子の拭き取りを行う（界面活性剤（いわゆる住宅用・台所用洗剤）でも効果が期待できる。）。また、検査日程が連続する場合には、当日の検査終了ごとに拭き取りによる消毒を行う。なお、トイレ、手すりについても、同様の対応をする。

検査開始前の72時間以内に、生徒、職員等の感染が判明した場合には、保健所等と連携して、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒する。

(カ) 面接の実施

面接については受検者同士及び評価者との距離は2メートル以上を確保し、気候上可能な限り常時ドアを開放しておく。困難な場合はこまめに換気（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する。）を行う。（p.15 例2参照）

(キ) 集合時及び検査場への入場方法の検討

集合時、やむを得ず一堂に集合させる場合は、受検者同士の間隔を1メートル以上の間隔を取り、会話を控えさせ、十分に換気を行う。また、入場開始時間を早めることなどにより、検査開始までの時間に余裕を持たせ、受検番号ごとに入場時間を割り振る、一定間隔を空けて入場させる、複数の入口を使用する、入場に当たって行列が生じる箇所がある場合には動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる。）など、入場時の混雑を避けるための工夫を行う。

(ク) トイレの使用

トイレは感染リスクが比較的高いとされていることから、トイレ入口に動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる。）とともに、入口において、混雑を避けた利用、会話を極力控える、利用後の手洗いなどを促す案内紙を掲示する。可能な範囲でトイレのための休憩時間の確保について工夫する。また、トイレ内についても換気に注意を払う。なお、発熱・咳等の症状のある受検者や無症状の濃厚接触者に該当する受検者に対し、検査運営上、可能な限り、トイレを別に確保する。

(ケ) 検査終了時の検査室からの退出方法の検討

終了時の混雑を避けるため、各検査室からの一斉退出は認めず、あらかじめ教室ごと又は教室内の列ごとなどに退出の順番を決めておく、一定間隔を空けて退出させる、複数の出口を使用する、退出に当たって行列が生じる箇所がある場合には動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる。）などの工夫を行う。

(コ) 保護者等控室の設置

検査場への入場者数や集団の形成を極力抑制する観点から、受検以外の用務がある者の入場は最小限になるようにし、保護者等控室については原則設置しない。た

だし、受検者への付き添いが必要な場合もあり得るため、この場合は、受検者と同等の感染予防を講じることを条件に、入場を認める。

(サ) 検査監督者等に対する感染対策

「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践する。また、インフルエンザ等の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましい。

(シ) 関係機関との連携・協力体制の構築

感染者が出た場合に備え、検査場ごとの受検者リストを作成しておく。

イ 検査当日の対応

(ア) マスク着用の義務付け

発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、検査場内では、昼食時を除き、マスクの着用を義務付ける。フェイスシールドやマウスシールドの着用のみは認めない。検査監督者等についても同様である。また、休憩時間や昼食時等については他者との接触、会話を控えるよう指示する。写真票との照合等、受検者本人確認の際はマスクを外させる。ただし、受検者が発言しないような方法で確認する。マスクの着用にあたっては、英文字や地図等がプリントされているマスク等や、音が出る等、他の受検者へ影響を及ぼす機能のついたマスクは着用しない。

(イ) マスクの着用が困難な場合の手続き

特別の事情により、マスクの着用が困難な場合は、在籍小学校長を通じて出願先の県立中学校長に申し出る。県立中学校長は事前の申し出を受け、マスクの着用が困難と認められる者については、県教育委員会の承認を受けて、別室において受検させる。

(ウ) 検査場入場前の対応

非接触体温計などによる検温については、必ずしも全員に一律に行う必要はないが、検査場の入口に、発熱・咳等の症状のある場合はその旨を申し出ることを記載した案内紙を掲示するなど、体調不良者に注意を促す。

(エ) 検査室ごとの手指消毒の実施

検査室への入退出を行うごとに、速乾性アルコール製剤による手指消毒を義務付ける。検査監督者等についても同様である。

(オ) 発熱・咳等の症状のある受検者への対応

検査開始前に発熱・咳等の症状の有無を検査監督者より確認し、発熱・咳等の症状のある受検者がいた場合には、本人の申出の有無にかかわらず、別室での受検を提示する。受検者が医療機関で受診していない場合は、他の別室と分けて検査室を確保し（(1)のアの(エ)のc）、状況について保護者に連絡する。

検査中、明らかに激しい咳を何度もしているなどの症状があり、他の受検者に影響があると検査監督者が判断した場合は、検査場本部に連絡の上、その受検者の受検を中断し、別室での受検を提示する。

(カ) 無症状の濃厚接触者*への対応

*本選抜要項における濃厚接触者には、保健所等より濃厚接触者に該当すると伝えられた者をいう（保健所等からの連絡が感染者等から間接的に伝達された者を含む。）。

以下の a ～ d のいずれの要件も満たし、本選抜要項で示す感染対策が講じら

れており、受検者が受検を希望する場合は、検査の前日までに、在籍小学校長を通じて、出願先の県立中学校長に、入学者選抜に係る理由書（様式14）を提出する。県立中学校長はこの理由書を受け、要件を満たすことを確認した上で別室において受検を認める。

- a 初期スクリーニング（自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR検査等の検査（行政検査））の結果、陰性であること
※検査結果が判明するまでは受検不可とする。
 - b 受検当日も無症状であること
※保健所等において濃厚接触者であることやPCR等の検査等の検査（行政検査）の結果が陰性であることを文書等で証明することはないため、受検生から検査の前日までに、在籍小学校長を通じて無症状の濃厚接触者であることの申し出をあらかじめ受け、上記 a 及び b の要件を満たすことを確認した上で受検を認める（単に周囲に感染者がいたというだけの者は通常どおりの受検をさせる。）。
 - c 公共の交通機関（電車、バス、タクシー等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査場に行くこと
※在籍小学校長は、該当者に対してあらかじめこのことを周知し、自家用車等の利用を求める。
 - d 終日、別室で受検すること
- (キ) 無症状の濃厚接触者が受検する別室の感染対策
別室での受検を認める場合には、以下の対策を講じる。
- a 建物内において、別室まで他の受検者と接触しない動線を確認すること
※受検者同士の距離を一定間隔空けるなどの対策を取る。
 - b 別室では受検者の座席間隔を2メートル以上確保すること
 - c 受検者と検査監督者の距離を2メートル以上（答案回収等の際にはこの限りではない。）確保すること
 - d 受検者も検査監督者もマスクの着用を義務付けるとともに、入退室時の手指消毒を徹底すること
- (ク) 体調不良の検査監督者等への対応
当日検査業務に携わる検査監督者等に体調不良者がいた場合には、自宅待機や医療機関の受診など、適切な対応をとる。
- (ケ) 換気の実施
可能な限り換気の頻度を多くすることが望ましく、検査終了ごとに、できるだけすべての窓を、少なくとも10分以上開放する。また、検査室のドア等を介した間接的な接触を回避するため、検査実施上、支障のない範囲で受検生が利用するドアの常時開放等の工夫をすることが望ましい。
- (コ) 昼食時の対応
昼食時の受検者同士の会話、接触を最大限に抑制する観点から、食事用控室の開放等は行わず、受検者には昼食持参と指定した席での食事を指示する。
- (カ) 検査終了時の周知
退出の順番が来るまでそのまま待機すること、検査場内ではマスクを廃棄しないこと、各自寄り道などはせず、なるべくまっすぐ帰宅すること、帰宅後はまず手や顔を洗うことについて受検者への周知を行う。

ウ 検査終了後

(ア) 検査監督者等の健康観察

当日検査業務に携わった検査監督者等については、毎朝、体温測定や体調の観察を行うことを指示し、体調不良者がいた場合には、自宅待機や医療機関の受診など、適切な対応をとる。

(イ) 検査室の机、椅子の消毒

検査終了後、次亜塩素酸ナトリウム（いわゆる塩素系漂白剤）、アルコール消毒液を使用した拭き取りを行う（界面活性剤（いわゆる住宅用・台所用洗剤）でも効果が期待できる。）。なお、トイレ、手すりについても、同様の対応をする。

(ウ) 保健所等の行政機関への協力

検査終了後に、新型コロナウイルスの感染が判明した受検者や検査監督者等がいた場合には、当該検査場の学校は、すみやかに高校教育課及び域内の保健所に連絡する。また、濃厚接触者の特定など、保健所等の行政機関が行う必要な調査への協力を行う。

(2) 受検者及び保護者に対する要請事項

検査場における感染拡大を防止し、受検者自身が安心して受検できる環境を確保していくためにも、在籍小学校長は、あらかじめ受検者及び保護者に次の点を周知しておく。

ア 感染防止のための注意事項

日頃から感染防止について心がけるとともに、朝などに体温測定を行うこととし、体調の変化の有無を確認する。

イ 医療機関での受診

受検者は、検査前の1週間以内に発熱・咳等の症状がある場合、あらかじめ医療機関での受診を行う。

ウ 受検できない者

(ア) 新型コロナウイルス感染症と診断され、検査当日が就業制限の期間内にある者

(イ) 感染が疑われる者として新型コロナウイルス検査を受け、結果が判明していない者

(ウ) 新型コロナウイルス感染症と診断された者の濃厚接触者として、検査当日が保健所の健康観察の期間内にある者（ただし、発熱・咳等の症状がない無症状の濃厚接触者については、(1)のイの(カ)及び(キ)で示す条件のもと、受検できる。）

エ 検査当日における対応

発熱・咳等の症状のある受検者は、その旨を検査監督者等に申し出る。

症状の有無にかかわらず、各自マスクを持参し、検査場では、写真票との照合等、受検者本人確認の際及び昼食時以外は常に着用する。フェイスシールドやマウスシールドの着用のみでの受検は認めない。特別の事情によりマスクの着用が困難な場合は、在籍小学校長を通じて受検する県立中学校長に申し出る。休憩時間や昼食時、入退場時等における他者との接触、会話を控える。

オ 検査当日の服装、昼食

検査当日、検査室の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、上着など暖かい服装を持参する。また、昼食が必要な場合は持参し、指定された席で食事をする。

また、食事を取り終えた後は、速やかにマスクを着用する。

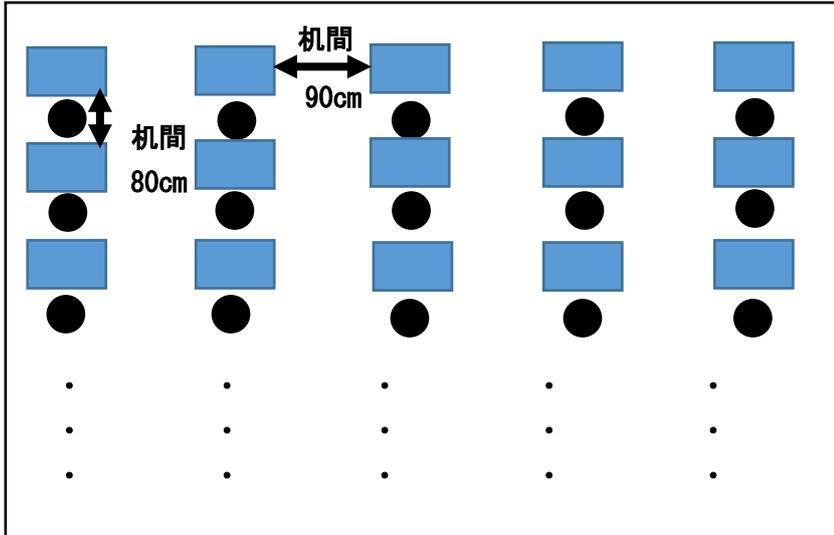
カ 予防接種

インフルエンザ等の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましい。

キ 「新しい生活様式」等の実践

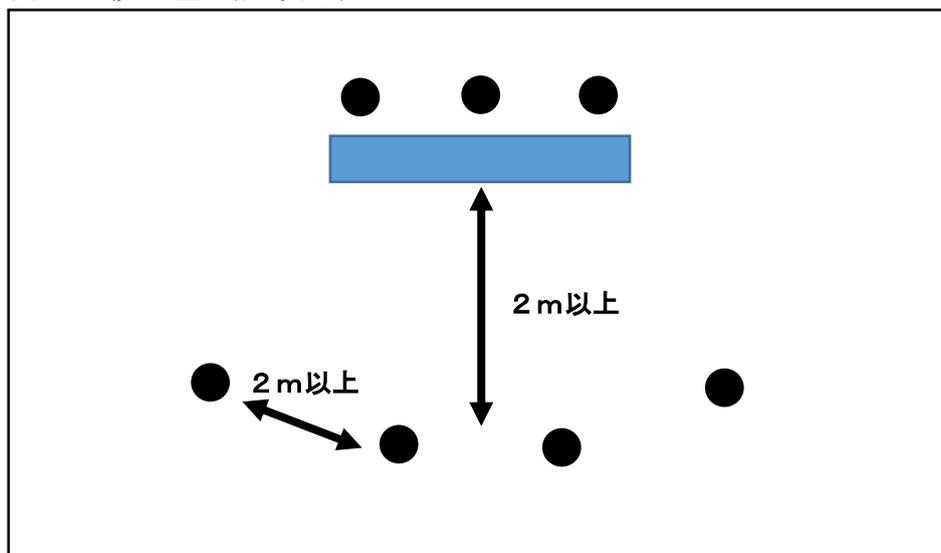
日頃から、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染症対策の徹底を行うとともに、体調管理に心がける。

例 1：検査室（適性検査時等）



※受検者間が1 m以上となるよう、図のように机間距離を少なくとも左右 90 cm、前後 80 cm確保する。

例 2 : 検査室 (面接時)



※受検者同士及び評価者との距離 2 m以上確保する。

1 5 検査結果の情報提供

出願者の希望があれば、次のとおり、郵送による個人情報の提供を受けることができる。口頭による情報の提供は行わない。

(1) 提供する個人情報

令和5年度(2023年度)熊本県立中学校入学者選抜検査における適性検査Ⅰ及び適性検査Ⅱの合計得点

(2) 提供を希望できる者

上記(1)の検査の出願者本人

(3) 提供する期日等

令和5年(2023年)2月2日(木)から令和5年(2023年)2月8日(水)までの間に、各県立中学校から本人宛て簡易書留にて発送する。なお、追検査受検者に対しては、令和5年(2023年)2月8日(水)に、各県立中学校から本人宛て簡易書留にて発送する。

(4) 提供を希望する際の手続等

個人情報の提供を希望する出願者は、提供希望願(様式15)及び返信用封筒(長形3号)を、入学願とともに出願先の県立中学校長に提出する。

なお、返信用封筒には、出願者本人の住所、氏名を記入し、返信用切手404円分(郵送料84円分及び簡易書留の料金320円分)を貼る。

1 6 当該併設型高等学校への入学について

県立中学校第3学年の課程を修了後、引き続き当該併設型高等学校への入学を志願する者に対しては、選抜を行わない。ただし、他の高等学校等へ出願した場合は、この限りではない。

17 その他

- (1) 各県立中学校長は、この入学者選抜要項に基づきそれぞれ生徒募集要項を定めるものとする。
- (2) 入学者選抜事務処理要項は別に定め、各県立中学校長に通知する。
- (3) 今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により変更等が必要となった場合は、関係機関をとおして県内の各小学校長に別途通知するとともに、県教育委員会のホームページ (<https://pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/>) で周知する。

様式 1

受付番号		郵送による個人情報提供の希望 ※1	する しない		
入 学 願					
<p>貴校に入学したいので御許可くださいますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>熊本県立 中学校長 様</p>					
志 願 者	ふりがな		保 護 者 ※4	氏 名	
	氏 名 ※2				
	生年月日	年 月 日			
	生活の本拠 ※3	都道府県 市郡	生活の本拠	都道府県	
学 歴					
年 月 日			学校第1学年入学		
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
<p>この記載事項については、相違ないことを証明します。 なお、貴校以外の県立中学校を志願していないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">学校名 校長氏名</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 80px; height: 40px; margin-left: auto; margin-right: auto; text-align: center; line-height: 40px;">職印</div>					
記入上の注意			保護者の連絡先：		

- ※1 「郵送による個人情報の提供」等は、該当するものを○で囲むこと。
- ※2 「志願者」の「氏名」欄は、必ず本人が記入すること。
- ※3 「志願者」の「生活の本拠」欄は、番地まで記入すること。
- ※4 「保護者」の「生活の本拠」欄は、都道府県名を記入すること。ただし、「保護者」の「氏名」及び「生活の本拠」欄については、事情がある場合は記入を要しない。
なお、小学校長は出願先の県立中学校長に説明をすること。

様式 2

受 検 票	
※受検番号	
ふりがな 氏 名	
生年月日	年 月 日
在籍小学校	
検査場	熊本県立〇〇中学校
在籍小学校長職印	県立〇〇中学校長職印

- (注) 1 「※受検番号」の欄は記入しないこと。
 2 氏名は本人が自署する。
 3 在籍小学校長職印を押印の後、出願すること。
 4 この受検票は、受検者本人であることを証明するものとなりますので、大切に保管しておいて下さい。

[熊本県立〇〇中学校]

様式 3

写 真 票
<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 150px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px dashed black; width: 80px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div> </div> <p style="text-align: center;">(写真)</p> <p style="text-align: center;">職印</p>
※受検番号
ふりがな
氏 名
在籍小学校

- (注) 1 ※受検番号は記入しない。
 2 氏名は本人が自署する。
 3 写真は、令和4年(2022年)9月以降に撮影したもので(たて5.0cm、よこ3.5cm)で、脱帽、正面、上半身のものとする。
 4 在籍小学校長職印を押印の後、出願すること。

[熊本県立〇〇中学校]

入学者選拔手数料 納付証明書 貼付台紙

コンビニエンスストアにおいて、入学者選拔手数料をあらかじめ納付し、その「入学者選拔手数料納付書兼領収書（納付証明書）③」を下の貼付欄にはりつけてください。

受 番	付 号	
--------	--------	--

入学者選拔手数料
納付書兼領収書
（納付証明書）③

貼付欄

- 【注意】** 入学者選拔手数料は、2,200円とする。
指定の納付書により、令和4年（2022年）11月1日（火）から令和4年（2022年）12月9日（金）までに指定されたコンビニエンスストアで納付後、入学者選拔手数料納付証明書を貼付する。
いったん納付した入学者選拔手数料は、理由のいかんを問わず返付しない。

調 査 書 (表)

[熊本県教育委員会]

※											
ふりがな					性 別			立 学校			
氏 名					学校名						
生年月日	平成 年 月 日						令和5年 3月 卒業見込				
出 欠 の 記 録	5 年	出席日数	欠席日数	欠席の主な理由		6 年	出席日数	欠席日数	欠席の主な理由		
特別活動 の 記 録	5 年	内容	活動の状況	内容	活動の状況	6 年	内容	活動の状況	内容	活動の状況	
		学級活動		クラブ活動			学級活動		クラブ活動		
		児童会活動		学校行事			児童会活動		学校行事		
		事実及び所見					事実及び所見				
行 動 の 記 録	5 年	項 目	行動の状況	項 目	行動の状況	6 年	項 目	行動の状況	項 目	行動の状況	
		基本的な生活習慣		思いやり・協力			基本的な生活習慣		思いやり・協力		
		健康・体力の向上		生命尊重・自然愛護			健康・体力の向上		生命尊重・自然愛護		
		自主・自律		勤労・奉仕			自主・自律		勤労・奉仕		
		責 任 感		公正・公平			責 任 感		公正・公平		
		創意工夫		公共心・公德心			創意工夫		公共心・公德心		
健康の 記 録											
総 合 的 な 学 習 の 時 間 の 記 録											
5 年					6 年						
総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と な る 諸 事 項											
5 年					6 年						

※欄は小学校では記入しないこと。

調 査 書 (裏)

[熊本県教育委員会]

※

各 科 の 学 習 の 記 録	学年 教科	観 点 別 学 習 状 況			評 定	
		観 点	5 年	6 年	5 年	6 年
国 語	知識・技能					
	思考・判断・表現					
	主体的に学習に取り組む態度					
社 会	知識・技能					
	思考・判断・表現					
	主体的に学習に取り組む態度					
算 数	知識・技能					
	思考・判断・表現					
	主体的に学習に取り組む態度					
理 科	知識・技能					
	思考・判断・表現					
	主体的に学習に取り組む態度					
音 楽	知識・技能					
	思考・判断・表現					
	主体的に学習に取り組む態度					
図画工作	知識・技能					
	思考・判断・表現					
	主体的に学習に取り組む態度					
家 庭	知識・技能					
	思考・判断・表現					
	主体的に学習に取り組む態度					
体 育	知識・技能					
	思考・判断・表現					
	主体的に学習に取り組む態度					
外 国 語	知識・技能					
	思考・判断・表現					
	主体的に学習に取り組む態度					
評定の合計						

本書の記載に誤りのないことを証明します。

令和 年 月 日

記載者職・氏名

印

立

学校 校長氏名

職印

《調査書の記入上の注意》

- ※ 小学校長は、作成された調査書について、記載内容を児童指導要録と照合の上、複数の教員による点検を行うなど、公正かつ遺漏のないようにしなければならない。
- ※ 調査書は、「調査書の記入上の注意」を参照の上、児童指導要録に基づいて厳正かつ記載不備のないように作成しなければならない。
なお、調査書の作成基準日は令和4年（2022年）11月30日現在とする。ただし、第6学年の「観点別学習状況」及び「評定」の欄については、1学期（二学期制の場合は前期）の評定を記入すること。

- 1 「性別」の欄
「男」又は「女」と記入すること。
- 2 「出欠の記録」の欄
 - (1) 第6学年については、令和4年（2022年）11月30日現在で記入すること。
 - (2) 欠席が0の場合は、「欠席の主な理由」の欄は斜線を引くこと。
- 3 「特別活動の記録」の欄
「活動の状況」については、十分満足できる状況にあると判断される場合には○印を記入し、その具体的内容については、「事実及び所見」欄に記入すること。なお、記載事項が特にない場合は、「特記事項なし」と記入すること。
- 4 「行動の記録」の欄
「行動の状況」については、十分満足できる状況にあると判断される場合には○印を記入すること。
- 5 「健康の記録」の欄
小学校で指導上特に配慮した事項、受検上配慮すべき事項等、特記事項があれば記入すること。記載事項が特にない場合は、「特記事項なし」と記入すること。
- 6 「総合的な学習の時間の記録」の欄については、5年次及び6年次の学習活動の様子について記入すること。
- 7 「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄については、児童の行動の状況及び学習活動等について、総合的に記入すること。
- 8 「観点別学習状況」及び「評定」の欄
 - (1) 「観点別学習状況」については、観点ごとに、評価が「A」の場合のみ○印を記入し、それ以外は空欄とすること。
 - (2) 「評定」については、数字で記入すること。
 - (3) 第6学年については、1学期(二学期制の場合は前期)の評価・評定を記入すること。
 - (4) 追加すべき教科がある場合は、別紙をつけること。
- 9 その他
 - (1) 様式は、熊本県教育委員会のホームページに掲載された様式をダウンロードして使用すること。その際、様式は一切変更しないこと。また、作成については、ワープロ、パソコン等での入力も可能とし、**必ずA4判両面印刷**とする。
 - (2) 氏名は、児童指導要録の記載と同一であれば、ゴム印でも認める。
 - (3) 誤記を訂正する場合は、二本線で消し、その上から記載者の訂正印を押して、正しく書き直すこと。

様式5 記入例

調 査 書 (表)

[熊本県教育委員会]

指導要録の記載と同一であれば、ゴム印でも可。

※

ふりがな	くまもと たろう 熊本 太郎		性別		立 学校					
氏 名	<p>第6学年については、令和4年(2022年)11月30日現在で記入する。 無欠席の場合は、「欠席の主な理由」の欄に斜線を引く。</p>									
生年月日	平成	年	月	日	令和5年	3月	卒業見込			
出 欠 の 記 録	5	出席 日数	欠席 日数	欠席の主な理由		6	出席 日数	欠席 日数	欠席の主な理由	
	年	200	5	発熱2日、腹痛3日		年			/	
特別活動 の 記 録	5	内容	活動の状況	内容	活動の状況	内容	活動の状況	内容	活動の状況	
		学級活動	○	十分に満足できる状況にあるときは「○」を記入し、それ以外は空欄とする。		クラブ活動		学校行事		
事 実 及 び 所 見	年	* 特にない場合は、「特記事項なし」と記入する。			年	* 特にない場合は、「特記事項なし」と記入する。				
		十分に満足できる状況にあるときは「○」を記入し、それ以外は空欄とする。				十分に満足できる状況にあるときは「○」を記入し、それ以外は空欄とする。				
行 動 の 記 録	5	項 目	行動の状況	項 目	行動の状況	項 目	行動の状況	項 目	行動の状況	
		基本的な生活習慣	○	思いやり・協力		健康・体力の向上		生命尊重・自然愛護		
責 任 感	年	自主・自律		勤労・奉仕	○	自主・自律	○	勤労・奉仕	○	
		責任感		公正・公平		責任感		公正・公平		
創 意 工 夫	年	創意工夫		公共心・公德心	○	創意工夫		公共心・公德心	○	
健 康 の 記 録	* 受検に際して、配慮すべき事項等がある場合には、記入する。 特にない場合は、「特記事項なし」と記入する。									
総合的な学習の時間の記録										
5年	* 指導要録に記載されている内容等を記入する。				6年	* 指導要録に記載されている内容等を記入する。				
総合所見及び指導上参考となる諸事項										
5年	* 指導要録(「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄)に記載されている内容等を記入する。				6年	* 指導要録(「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄)に記載されている内容等を記入する。				

※欄は小学校では記入しないこと。

調 査 書 (裏)

[熊本県教育委員会]

学年 教科		観 点 別 学 習 状 況			評 定		
		観 点		5 年	6 年	5 年	6 年
各 教 科 の 学 習 の 記 録	国 語	知識・技能		<input type="radio"/>			
		思考・判断・表現			<input type="radio"/>		
		主体的に学習に					
	社 会	知識・技能					
		思考・判断・表現		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		主体的に学習に取り組む態度			<input type="radio"/>		
	算 数	知識・技能		<input type="radio"/>			
		思考・判断・表現					
		主体的に学習に取り組む態度			<input type="radio"/>		
	理 科	知識・技能				<input type="radio"/>	
		思考・判断・表現					
		主体的に学習に取り組む態度		<input type="radio"/>			
	音 楽	知識・技能					
		思考・判断・表現		<input type="radio"/>			
		主体的に学習に取り組む態度					
	図画工作	知識・技能					
		思考・判断・表現					
		主体的に学習に取り組む態度		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	家 庭	知識・技能		<input type="radio"/>			
		思考・判断・表現					
		主体的に学習に取り組む態度			<input type="radio"/>		
	体 育	知識・技能					
		思考・判断・表現			<input type="radio"/>		
		主体的に学習に取り組む態度			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
外 国 語	知識・技能						
	思考・判断・表現				<input type="radio"/>		
	主体的に学習に取り組む態度						
					評定の合計		

本書の記載に誤りのないことを証明します。

令和 4 年 月 日

記載者職・氏名

(印)

〇〇立 〇〇学校 校長氏名

(職印)

選抜結果通知書

令和 年 月 日

学校長 様

中学校名

校長氏名

職印

令和 年度熊本県立中学校入学者選抜に当たり、貴校から本校に出願した者の選抜結果は、下記のとおりです。

記

合格者

受検番号	氏 名

不合格者

受検番号	氏 名

選抜結果通知書

受 検 番 号

在籍小学校

氏 名

あなたは、令和 年度熊本県立 中学校の入学者選抜を受検されました
が、選抜の結果、
入学予定者となりました
入学予定者とはなりません
ので通知します。

令和 年 月 日

中学校名

校長氏名

職印

追加合格通知書

令和 年 月 日

学校長 様

中学校名

校長氏名

職印

令和 年度熊本県立中学校入学者選抜に当たり、貴校から本校に出願した下記の者について、追加合格とし、入学予定者となりましたので通知します。

記

追加合格者

受検番号	氏 名

入学意思確認書

令和 年 月 日

熊本県立 中学校長 様

私は、貴校への入学を希望します。

ふりがな 入学予定者氏名 (入学予定者本人が ペン書きする。)	
受 検 番 号	
現 住 所	
在 籍 小 学 校	立 学校
ふりがな 保護者氏名 (保護者本人がペン 書きする。)	 印
現 住 所	

(注) 入学予定者の保護者は、県立中学校長に提出すること。郵送の場合は簡易書留とすること。

入学予定者証明書

教育長 様

下記の者が、令和 年度熊本県立 中学校の入学者選抜の結果、入学予定者に
内定したことを証明します。

記

受 検 番 号	
在 籍 小 学 校	
氏 名	
生 年 月 日	

令和 年 月 日

中学校名

校長氏名

職印

入学予定者報告

令和 年 月 日

学校長 様

中学校名

校長氏名

職印

令和 年度熊本県立中学校入学者選抜に当たり、貴校から本校に入学予定となった者は、下記のとおりです。

記

入学予定者

受検番号	氏 名

県外からの入学志願についての証明書

[県外小学校在籍児童用]

本人	氏 名			
	生 年 月 日	年	月	日
	在籍小学校	立	学校	令和 年 月 卒業見込
	現 住 所			
保護者	氏 名			
	現 住 所			
志願先中学校名		熊本県立	中学校	
志願の理由（具体的に）				
上記のとおり相違なく、また、本人は本県（道・都・府）内の公立中学校に志願しないことを証明します。				
令和 年 月 日				
都道府県		市町村立	学校長氏名	
				職印

(注) 提出の際、関係証明書類を添付すること。

追検査に係る理由書

令和 年 月 日

熊本県立 中学校長 様

入学志願者氏名 _____

(受検番号 _____)

保護者氏名 _____

令和5年度(2023年度)熊本県立中学校入学者選抜において、追検査を申請するにあたり様式12-(1)の内容に加え下記の内容を申し添えます。

記

- 濃厚接触者等に該当すると判断した保健所等、または感染が疑われる者として新型コロナウイルス検査を受けた保健所等の名称

(_____)

- 保健所等から健康観察期間として不要不急の外出を控えるよう指示されている期間、または新型コロナウイルス検査を受けた日から検査結果が判明するまでの期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

小学校長 証明欄	上記のとおり保護者から申し出があったことを証明します。 令和 年 月 日 小学校長 氏名 <div style="border: 1px dashed black; display: inline-block; padding: 2px;">職印</div>
-------------	--

追検査による選抜結果通知書

令和 年 月 日

学校長 様

中学校名

校長氏名

職印

令和 年度熊本県立中学校入学者選抜に当たり、貴校から本校に出願した者の選抜結果は、下記のとおりです。

記

合格者

受検番号	氏 名

不合格者

受検番号	氏 名

入学者選抜に係る理由書

令和 年 月 日

熊本県立 中学校長 様

入学志願者氏名 _____

(受検番号 _____)

保護者氏名 _____

令和5年度(2023年度)熊本県立中学校入学者選抜において、下記の内容を申し添えます。

記

- 1 濃厚接触者に該当すると判断した保健所等の名称
(_____)
- 2 保健所等から濃厚接触者等に該当すると連絡があった日
令和 年 月 日
- 3 保健所等から健康観察期間として不要不急の外出を控えるよう指示されている期間
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 4 PCR検査等の検査(行政検査)の結果
(_____)
- 5 発熱、息苦しさ、倦怠感、味覚・嗅覚障がい等の症状の有無
(有 ・ 無)

※該当するものに○をつけてください。

小学校長 証明欄	上記のとおり保護者から申し出があったことを証明します。 令和 年 月 日 小学校長 氏名
-------------	--

職印

※受検当日、発熱、息苦しさ、倦怠感、味覚・嗅覚障がい等の症状がある場合は受検できません。

郵送による個人情報の提供希望願

令和 年 月 日

中学校長 様

住 所 _____

保護者氏名 _____

このことについて、下記のとおり郵送による情報提供を希望します。

記

1 受検者

受検番号	氏 名	住 所	在籍小学校
※			

2 送付先

郵便番号	住 所

記入上の注意

太枠の部分は、受検者本人が記入すること。

※ 「受検番号」の欄は、記入しないこと。

※ 中学校記入欄（点検用）

※	※	※	※
---	---	---	---

（この欄は、記入しないこと）

熊本県立中学校入学者選抜に関するお問合せ先

〒862-8609 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県教育庁県立学校教育局 高校教育課

TEL (096) 333-2685

FAX (096) 384-1563

- ※ 土曜日、日曜日及び祝日は、業務を行っておりません。
- ※ 熊本県教育委員会では、ホームページを開設して、熊本県立中学校入学者選抜に関する情報を提供しています。

<https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/>

